平成２３年（フ）第３４９号
宮崎市淀川１丁目３番22号
債務者　末石　和孝
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
4　破産債権の届出期間　平成23年10月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月16日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５２号
宮崎市大字大瀬町113番地
債務者　日髙　一男
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江藤　利彦
4　破産債権の届出期間　平成23年10月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月９日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２６号
和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口791番地１
債務者　中浴　　泉
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４２３号
和歌山市小豆島278番地の５　小豆島アパート102号
債務者　坂部　　豊
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　裕和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月21日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第１５４号
熊本県八代市通町10番56号　202
債務者　指本　明美（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　輝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１０６５号
神戸市長田区西山町３丁目10番12号
債務者　徳山　修英
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢形幸之助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７８号
静岡県静岡市葵区与一２丁目９番６号、従前の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡42番地の５
債務者　田中館正篤
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手島　道夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
福島県二本松市金色久保228番地13　コーポＴＡＮＮＯ201号
債務者　佐藤　秀寿
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀合　郁雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１４１号
福島県いわき市仁井田町寺前18番地の７、前住所茨城県北茨城市大津町北町1110番地の15
債務者　小林　政明
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　好信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３０１号
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目４番20―907号
債務者　木原　加奈
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　裕次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５６９号
岡山県赤磐市桜が丘西１丁目35番24号
債務者　白井　昌夫
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　健三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１号
広島県廿日市市宮島口西１丁目４番１―804号
債務者　寺下　泰正
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横谷荘一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２３年（フ）第２４２号
福井県あわら市二面44―18―１、商業登記簿上の本店所在地福井県あわら市二面３丁目706番地２
債務者　湯の華フーズ有限会社
代表者代表取締役　藤野　隆文
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
福井県越前市朽飯町17号１番地
債務者　上坂細巾織物株式会社
代表者代表取締役　上坂　　章
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３９号
山形市銅町２丁目19番18―305号　銅町住宅
債務者　中原　**浩**二
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山形地方裁判所民事部